

北上市告示甲第42号

北上市一時保育事業費補助金交付要綱（平成17年北上市告示第28号）の一部を次のように改正し、令和8年度分の補助金から適用する。

令和8年5月26日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前		改正後	
<p>(補助金の額)</p> <p>第5 補助金の額は、第2に規定する補助対象事業の区分に応じ、次の各号の規定により算定した額と事業の実施に要した経費から事業に係る収入額を控除した額を比較して、いずれか少ない額とする。</p> <p>(1) 一般型 次に掲げる基本額と加算額を合算した額</p> <p>ア 基本額 次の表の区分による額</p>		<p>(補助金の額)</p> <p>第5 補助金の額は、第2に規定する補助対象事業の区分に応じ、次の各号の規定により算定した額と事業の実施に要した経費から事業に係る収入額を控除した額を比較して、いずれか少ない額とする。</p> <p>(1) 一般型 次に掲げる基本額と加算額を合算した額</p> <p>ア 基本額 次の表の区分による額</p>	
年間延べ利用児童数	補助金額	年間延べ利用児童数	補助金額
25人以上50人未満	円 1,473,000	25人以上50人未満	円 1,539,000
50人以上100人未満	1,973,000	50人以上100人未満	2,063,000
100人以上200人未満	2,444,000	100人以上200人未満	2,555,000
200人以上300人未満	2,945,000	200人以上300人未満	3,079,000
300人以上900人未満	3,240,000	300人以上900人未満	3,492,000
900人以上1,500人未満	3,470,000	900人以上1,500人未満	3,740,000

1,500人以上2,100人未満	<u>5,012,000</u>
2,100人以上2,700人未満	<u>6,554,000</u>
2,700人以上3,300人未満	<u>8,096,000</u>
3,300人以上3,900人未満	<u>9,638,000</u>
3,900人以上	<u>11,180,000</u>

イ 加算額 特別支援児童（実施要綱に規定する特別支援児童をいう。以下同じ。）の年間延べ利用児童数に3,900円を乗じた額

(2) 余裕活用型 次に掲げる基本額と加算額を合算した額

ア 基本額 年間延べ利用児童数に2,600円を乗じた額

イ 加算額 特別支援児童の年間延べ利用児童数に3,900円を乗じた額

2 [略]

1,500人以上2,100人未満	<u>5,402,000</u>
2,100人以上2,700人未満	<u>7,064,000</u>
2,700人以上3,300人未満	<u>8,726,000</u>
3,300人以上3,900人未満	<u>10,388,000</u>
3,900人以上	<u>12,050,000</u>

イ 加算額 特別支援児童（実施要綱に規定する特別支援児童をいう。以下同じ。）の年間延べ利用児童数に4,200円を乗じた額

(2) 余裕活用型 次に掲げる基本額と加算額を合算した額

ア 基本額 年間延べ利用児童数に2,800円を乗じた額

イ 加算額 特別支援児童の年間延べ利用児童数に4,200円を乗じた額

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。